

雇用就農に向けた支援(農の雇用事業:雇用就農者育成・独立支援タイプ)

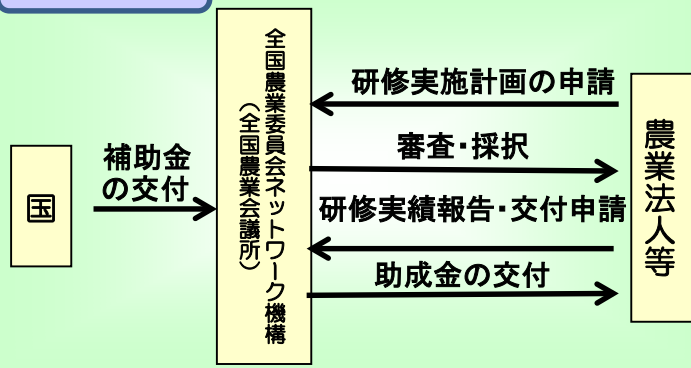
○ 新規就農者の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するため、農業法人等が就農希望者(独立希望者を含む)を雇用して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等を支援(雇用就農者育成・独立支援タイプ)。

雇用就農者への職場内研修を支援

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援(年間最大120万円、最長2年間)

- ・新規就農者に対する研修費(研修指導に対する助成金、資格取得のための講習費・テキスト代・受験料、外部講師へ支払った謝金等):月額最大97,000円
- ・指導者研修費(研修指導者等が人材育成手法や労務管理等を習得するための研修参加費、テキスト代、交通費等):年間最大12万円

交付ルート



<農業法人等の要件>

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 正社員として雇用すること(期間の定めのない雇用契約)※独立希望者を除く
- 3 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、就農に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること(農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付を受けている経営体ではないこと)
- 4 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること
農業法人は社会保険(厚生年金保険、健康保険)に加入すること
- 5 常時10人以上の従業員がいる農業法人等は就業規則を整備していること
- 6 過去に雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと
- 7 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金(例:特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金)等を受給していないこと
- 8 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 9 原則として、経営者等が雇用就農者の育成強化に資するセミナー等を受講すること
- 10 農業の「働き方改革」の実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。
- 11 各年度の新規採択者数について、従業員数に応じた上限以下であること※独立希望者を除く(従業員数10人未満は上限なし、10~19人は2人、20人以上は1人まで。)
- 12 上限を超えて受け入れた独立希望者について、予定を変更して研修終了後も引き続き雇用する場合は、助成金を返還すること

<雇用就農者に関する要件>

- 1 原則50歳未満の者であること
- 2 農業就業経験が原則5年以内であり、研修終了後も就農を継続する強い意欲を有する者であること(研修終了直後に独立を希望する者も可とする)
- 3 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- 4 雇用就農者が過去に農業次世代人材投資事業(青年就農給付金を含む)の準備型で同様の研修を受けていないこと
- 5 正社員として研修開始時点で4ヶ月以上継続して雇用されていること

※ 上記要件について、農業次世代人材投資事業(準備型)の実績がある農業法人等が研修を行う場合は、一定の要件緩和(経過措置)を予定しています。